

令和7年12月10日

事業者の皆様

京都市上下水道局
監理課監理検査担当課長

工事共通仕様書の改定及び工事等提出書類の変更について

平素は本市上下水道事業に御協力いただき誠にありがとうございます。

令和7年12月1日付けで土木工事共通仕様書を改定しましたので、お知らせいたします。あわせて工事等提出書類の様式についても変更しています。

なお、今年度の主な改定内容は下記の通りです。

今後とも、本市上下水道事業の推進への御理解・御協力のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

記

1 土木工事共通仕様書の主な改定内容について

今年度の土木工事共通仕様書の主な改定内容については、別紙のとおりです。

また、改定内容のうち、事業者の皆様の負担軽減に有効と考えられるポイントは以下の通りです。

- ・ 現場で着用する名札への社印の押印を廃止
- ・ マニフェストの写しの提出の廃止
- ・ 建退共の共済証紙について、別工事で購入した余剰分の使用を許可、及び関連する提出書類の見直し

なお、工事共通仕様書および工事等提出書類の様式については、上下水道局ホームページに掲載しておりますので、詳細については、そちらを御確認いただきますようお願い申し上げます。

2 上下水道局ホームページでの掲載箇所

(1) 工事共通仕様書

トップページ→事業者のみなさまへ

→工事基準・仕様書・様式→工事共通仕様書及び施工管理基準

(<https://www.city.kyoto.lg.jp/suido/page/0000272499.html>)

(2) 工事等提出書類の様式

トップページ→事業者のみなさまへ

→工事基準・仕様書・様式→工事関係書類の様式

(<https://www.city.kyoto.lg.jp/suido/page/0000272500.html>)

以上

土木工事共通仕様書（令和7年12月）の主な改定内容

1) 第1編 共通編

第1章 総則

1-1-1-5 ウィークリースタンス

- ・新規追加（R7.4国交省に準拠）

1-1-1-12 施工体制台帳 3.名札等の着用

- ・社印の押印を廃止（提出書類簡素化）

1-1-1-21 建設副産物 4.再生資源利用（促進）計画、9.実施書の提出

- ・COBRIS→コブリス・プラスの名称変更に対応

1-1-1-21 建設副産物 10.建設副産物の適正処理

- ・マニフェストの写しの提出を廃止（提出書類簡素化）
- ・受注者提案による建設発生土受入先の変更時の提出書類の一部変更（提出書類簡素化）

1-1-1-22 監督員による検査（確認検査を含む）及び立会等

- ・段階確認一覧表を修正（表から確認事項と確認頻度を削除、項目追加等）

1-1-1-39 環境対策 4.排出ガス対策型建設機械

- ・適用すべき諸基準類との整合（R7.4国交省、R7.8建設局に準拠）

1-1-1-41 交通安全管理 4.交通安全法令の遵守

- ・実態を踏まえた規定の変更（R7.4国交省、R7.8建設局に準拠）

1-1-1-41 交通安全管理 9.通行許可等

- ・適用すべき諸基準類との整合（R7.4国交省、R7.8建設局に準拠）

1-1-1-49 特許権等 3.著作権法に規定される著作物

- ・適用すべき諸基準類との整合（R7.4国交省、R7.8建設局に準拠）

1-1-1-50 保険の付保及び事故の補償 4.建設業退職金共済制度の履行

- ・建退共の共済証紙について、別工事での余剰分の使用を許可、その他、提出書類の見直し（提出書類簡素化）

第2章 土工

1-2-3-1 一般事項 10.伐開除根作業範囲

- ・表1-2-2 伐開除根作業の区分、種別の修正（国交省、建設局に準拠）

第3章 無筋・鉄筋コンクリート

1-3-3-2 工場の選定 1.一般事項

- ・適用すべき諸基準類との整合（R7.4国交省、R7.8建設局に準拠）

2) 第2編 材料編

第2章 土木工事材料

2-2-3-3 アスファルト舗装用骨材 1.砕石・再生砕石及び鉄鋼スラグの粒度

- ・適用すべき諸基準類との整合（R7.4国交省、R7.8建設局に準拠）

2-2-3-4 アスファルト用再生骨材

- ・実態を踏まえた規定の変更及び図表追加（R7.4国交省、R7.8建設局に準拠）

2-2-3-6 安定材 1.瀝青材料の品質

- ・適用すべき諸基準類との整合（R7.4国交省、R7.8建設局に準拠）

3) 第3編 土木工事共通編

第2章 一般施工

3-2-6-3 アスファルト舗装の材料 11.アスファルト安定処理の材料規格

- ・適用すべき諸基準類との整合、条文追加及び図表削除（R7.4国交省、R7.8建設局に準拠）

3-2-6-7 半たわみ性舗装工 4.適用規定

- ・適用すべき諸基準類との整合（R7.4国交省、R7.8建設局に準拠）

3-2-6-8 排水性舗装工 2.適用規定（2）

- ・適用すべき諸基準類との整合（R7.4国交省、R7.8建設局に準拠）

3-2-6-10 コンクリート舗装工 9.コンクリート舗装の敷均し、締固め規定

- ・適用すべき諸基準類との整合（R7.4国交省、R7.8建設局に準拠）

3-2-10-5 土留・仮締切工 3.適用規定

- ・適用すべき諸基準類との整合（R7.4国交省、R7.8建設局に準拠）

3-2-10-18 足場工

- ・適用すべき諸基準類との整合（R7.4国交省、R7.8建設局に準拠）

4) 第4編 水道工事編

第1章 一般事項

4-1-1-3 一般 2.試掘調査

- ・試掘の人力掘削、立会等に係る記述修正（請負工事の主旨との整合）

4-1-1-4 管路土工 6.仮復旧工

- ・適用すべき諸基準類の改正（道路掘削及び路面復旧工事標準仕様書に係る建設局通知）

4-1-1-5 管布設工 4.管弁栓類の継手

- ・適用すべき諸基準類の改正（便覧（第14版）日本ダクタイル鉄管協会）

4-1-2-2 配管材料 4.ポリエチレン管を材料とする場合の取扱い

- ・水道用ポリエチレン金属継手“耐震性能強化型（WSA B 011）”の追加

5) 第5編 下水道工事編

第1章 一般事項

5-1-1-11 地下埋設物等

- ・試掘の人力掘削、立会等に係る記述修正（請負工事の主旨との整合）

5-1-2-1 掘削工

- ・掘削時の防護、人力施工等に係る記述修正（請負工事の主旨との整合）

5-1-8-2 施工方法

- ・円形切断工法の舗装復旧方法及び表層仕上げの材料を追加